

基礎研 レポート

2023年度の年金額(確定値)は、
67歳までは2.2%増、68歳からは1.9%増
だが、実質的には目減り
一年金額改定の仕組み・確定値・注目ポイント

年金総合リサーチセンター公的年金調査室長・上席研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

2023年度の年金額は、67歳までは前年度比+2.2%増、68歳からは+1.9%増と3年ぶりの増額となったが、3年ぶりにマクロ経済スライドによる調整(-0.6%)が発動されており、実質的には目減りとなった。本稿¹では、年金額改定の仕組み²と2023年1月20日に公表された確定値³の計算過程を確認し、注目ポイントを考察する。

1 —— 年金額改定の仕組み：実質価値維持が基本だが、近年は健全化のための調整も加味

1 | 年金額改定の全体像：基本的な改定(実質価値維持)とマクロ経済スライド(健全化策)の合算

公的年金の年金額は、経済状況の変化に対応して価値を維持するために、毎年度、金額が見直されている。この見直しは改定(またはスライド)と呼ばれ、今年度の年金額が前年度と比べて何%変化するかは改定率(またはスライド率)と呼ばれる。ただ、現在は、2017年に保険料の引上げをやめ給付水準の引下げで年金財政を健全化している最中であるため、年金額の改定率は、物価や賃金の伸び(以下、本来の改定率)と年金財政健全化のための調整率(いわゆるマクロ経済スライド)を組み合わせたものとなっている(図表1)。

図表1 年金額改定ルールの全体像

○年金額の改定率

= 本来の改定率 + 年金財政健全化のための調整率(いわゆるマクロ経済スライドのスライド調整率)

(注1) 本稿では変化率(%)の加減算で表しているが、厳密には1を基準とした値の掛け算で計算される。

¹ 本稿は、2022年11月28日に公表した見通しの拙稿を、確定値の公表を受けて改訂したものである。仕組みと注目ポイントは、2022年11月28日に公表した見通しの拙稿と基本的に同じ内容である。

² 詳しい仕組みや経緯は、拙稿「2022年度の年金額は0.4%減額、2023年度は増額だが目減りの見込み(前編) 年金額改定ルールの経緯や意義」を参照。

³ 年金額の改定は、前年(1~12月)の物価上昇率が発表される日(原則として1月19日を含む週の金曜日)に公表される。

2 | 本来の改定ルール：年金額の実質的な価値を維持するため

本来の改定ルールは、年金額の実質的な価値を維持するという年金額改定の本的な役割のための仕組みであり、年金財政の健全化中か否かにかかわらず常に適用される。

2000 年改正の前までは、新たに受け取り始める(新規裁定)の年金額も受給開始後の(既裁定)の年金額も、約 5 年ごとの法改正によって加入者全体の賃金水準の変化に連動して改定されていた⁴。これは、年金受給者の生活水準の変化を現役世代の生活水準の変化、すなわち賃金水準の変化に合わせるためである。言い換れば、現役世代と高齢世代が生活水準の向上を分かち合う仕組みといえる。また、年金財政の主な収入は保険料で、これは賃金の水準に連動して変化する。このため、年金財政の支出である給付費も賃金に連動して変化させれば、年金財政のバランスが維持される。

しかし、この財政バランスが維持される話は、現役世代と高齢世代の人数のバランスが変わらない場合にしか成り立たない。少子化や長寿化が起きると、現役世代の人数が減って保険料収入が減り、高齢世代の人数が増えて支出である給付費が増えるため、財政バランスが悪化する。そこで 2000 年改正後は、受給開始後(65 歳以後)の年金額は物価上昇率に連動して改定されることになった⁵。当時は賃金上昇率よりも物価上昇率が低かったため、この見直しによる財政バランスの改善が期待された。

さらに 2004 年改正では、従来は法改正を経ていた年金額の改定を、予め法定したルールで毎年度自動的に行うことになった。改定に使う賃金上昇率は、物価変動になるべく早く対応しつつ過度な変動を抑えるため、前年(暦年)の物価上昇率と実質賃金変動率の 2~4 年度前の平均を合わせた値が使われる形になった⁶。これに伴い、改正前と同様に 64 歳時点までの賃金変動率が年金額に反映されるよう、受給開始後でも 67 歳になる年度までは賃金上昇率が適用されることになった(図表 2 上段)。

68 歳になる年度からは、原則として 2000 年改正後と同様に物価上昇率が使われる(図表 2 下段)。しかし、近年は物価上昇率が賃金上昇率よりも高いことが多く、支出である年金が賃金上昇率よりも高い物価上昇率に連動すると、財政バランスの悪化要因となる。そこで 2016 年の法改正で、物価上昇率が賃金上昇率よりも高い場合には物価上昇率ではなく賃金上昇率を使うことになり、総じて見れば、賃金上昇率と物価上昇率のいずれか低い方を使う形になった(施行は 2021 年度分から)。これにより、本来の改定ルールによって年金財政が悪化する事態を避けられることになった。

図表 2 本来の改定ルール(2021 年度以降)

○67 歳になる年度までの改定率

= 賃金上昇率(厳密には名目手取り賃金変動率という)

= 前年(暦年)の物価上昇率 + 実質賃金変動率(2~4 年度前の平均) + 可処分所得変化率(3 年度前)

○68 歳になる年度からの改定率

= 前年(暦年)の物価上昇率(消費者物価指数の上昇率)か、

上記の賃金上昇率(厳密には名目手取り賃金変動率)の、いずれか低い方

(注 I) 可処分所得変化率は、保険料の引上げが2017年度で終了したため、現在はゼロである。

4 每年度の年金額は物価上昇率に連動して改定され、5 年目に過去 5 年分の賃金変動率に合わせて改定される方式だった。

5 諸外国の中には受給開始後の年金額を物価水準の変化に連動する国があることも、見直しの根拠とされた。年金額が物価上昇率に連動することで、現役世代の生活水準向上には追いつかないが、購買力は維持される形になった。

6 前年度の実質賃金変動率が参照されないのは、改定率を決める前年度の 1 月には前年度が終わっていないためである。

3 | 年金財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）

（1）原則：少子化に伴う収入減の要因と長寿化に伴う支出増の要因を、毎年の年金額改定の中で吸収

年金財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）は、年金財政が健全化されるまで実施される仕組みであり、2004年改正で導入され、2015年度から適用が始まった。

2004年の改正より前は、おおまかに言えば、少子化や長寿化の進展にあわせて将来の保険料を引き上げて、給付水準を維持する仕組みだった。しかし、2004年改正では将来の企業や現役世代の負担を考慮して保険料(率)の引上げを2017年に停止し⁷、その代わりに給付水準を段階的に引き下げて年金財政のバランスを取ることになった。この給付水準を引き下げる仕組みが年金財政健全化のための調整ルールであり、「マクロ経済スライド」と呼ばれるものである。この仕組みは年金財政が健全化するまで続くが、年金財政がいつ健全化するかは今後の人口や経済の状況によって変わる。

この仕組みでは、原則として、少子化によって保険料を支払う現役世代が減少した影響（すなわち年金財政の収入減の要因）と、長寿化によって年金を受給する高齢世代が増加する影響（すなわち年金財政の支出増の要因）にあわせて、年金額の改定率が調整される（図表3）。収入減の要因と支出増の要因を毎年度の年金額改定、すなわち単価の見直しの中で吸収する形になるため、年金財政の健全化に寄与する⁸。

図表3 年金財政健全化のための調整ルール（マクロ経済スライド）の原則

○年金財政健全化のための調整率（マクロ経済スライドのスライド調整率）

=保険料を支払う現役世代の減少率+年金を受給する高齢世代の増加率

=公的年金の全被保険者（加入者）数の増加率の実績（2～4年度前の平均）

-高齢世代の平均余命の伸びを勘案して設定された一定率（0.3%で固定）

（注1）年金財政健全化中の年金額の改定率全体は、本来の改定率+年金財政健全化のための調整率（図表1）。

（注2）年金財政健全化のための調整率（マクロ経済スライドのスライド調整率）は、少子化の影響で基本的にマイナスだが、60代の厚生年金加入率が高まって公的年金の被保険者数が増加するとプラスにもなりうる。そこで、2016年の法改正で、上記の方法で計算される調整率がプラスになる場合にはゼロ%に置き換えることになった。

（2）特例：受給者の生活に配慮し、年金額が調整によって前年度を下回る事態を避ける

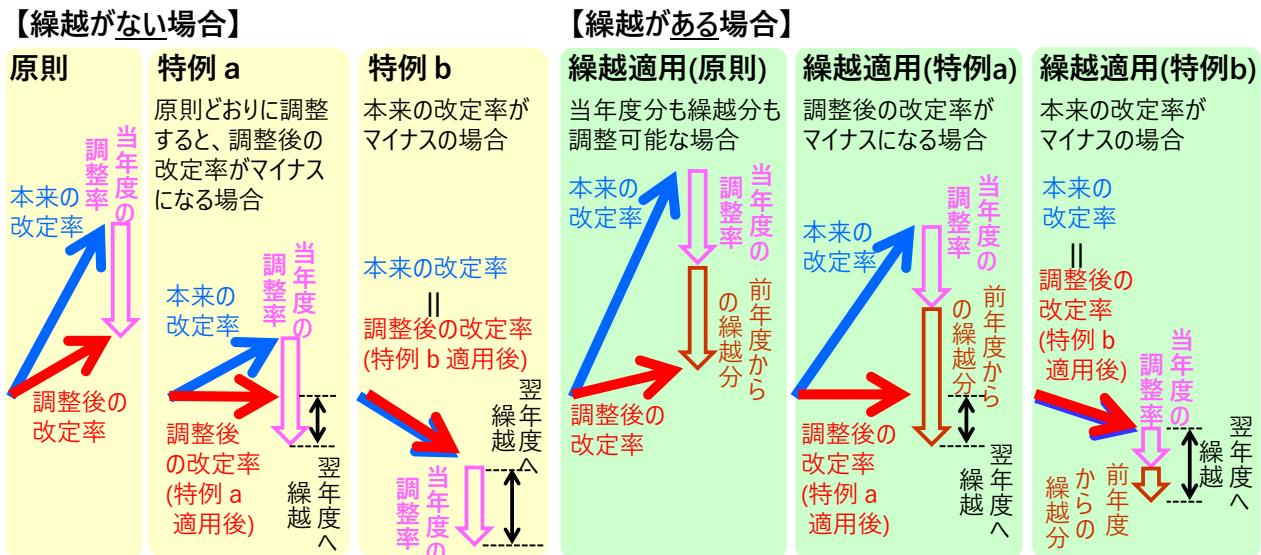
原則的な考え方は上記の通りであるが、年金財政健全化のための調整ルール（マクロ経済スライド）には特例（いわゆる名目下限措置）が設けられている。特例は、a：原則どおりに調整率を適用すると調整後の改定率がマイナスになる場合と、b：本来の改定率がマイナスの場合、に適用される（図表4左の特例aと特例b）。大雑把に言えば、特例aは物価や賃金の伸びが小さいとき、特例bは物価や賃金が下落しているときに適用される。

特例aの場合は、単純に調整すると調整後の改定率がマイナスになるので、名目の年金額が前年度

⁷ 厚生年金の保険料率は18.3%で固定された。国民年金の保険料（額）は2017年度に実質的な引き上げが停止され、以降は賃金上昇率に応じた改定のみが行われている。この改定は、厚生年金において保険料率が固定されても賃金の変動に応じて保険料の金額が変動することに相当する、と言える。

⁸ 加えて、この仕組みには世代間の不公平を改善する効果もある。改正前の仕組みでは将来の保険料を引き上げて年金財政を健全化するため、既に保険料を払い終わった受給者には追加負担がなく、将来世代に負担が集中する。しかし改正後の仕組みでは、現在の受給者も年金額の実質的な目減りという形で少子化や長寿化の影響を負担する。これにより、改正前と比べて世代間の不公平が縮小する。

図表4 年金財政健全化のための調整ルール(マクロ経済スライド)のイメージ（2016年改正後）



を下回ることになる。これを避けるため、実際に適用される調整率の大きさ(絶対値)を本来の改定率と同じ大きさ(絶対値)にとどめて、調整後の改定率はゼロ%にされる。特例bの場合は、本来の改定率がマイナスなので、この場合も名目の年金額が前年度を下回ることになる。そこで、年金財政健全化のための調整を行わず、本来の改定率の分だけ年金額がマイナス改定される。

2017年度までは、これらの特例ルールに該当した場合に生じる未調整分は繰り越されていなかった。しかし、前述した本来の改定率と同様に多くの年度で特例に該当する状況だったため、2016年の法改正で見直された。2018年度から未調整分が翌年度へ繰り越され、2019年度以降で特例に該当しない年度、すなわち原則どおりに当年度の調整率を適用しても調整後の改定率がプラスになり、さらなる調整余地が残っている年度に、当年度の調整率と前年度からの繰越分を合わせて調整する仕組みになった(図表4右の繰越適用(原則))。厚生労働省の資料では「キャリーオーバー」と称される仕組み)。

なお、当年度分の調整率と前年度からの繰越分の合計を適用すると調整後の改定率がマイナスになる場合には特例aが適用される。当年度の調整率と前年度からの繰越分の合計のうち本来の改定率と同水準までを調整して調整後の改定率はゼロ%になり、未調整分は翌年度へ繰り越される(図表4右の繰越適用(特例a))。また、本来の改定率がマイナスの場合には特例bが適用され、当年度の調整率と前年度からの繰越分の合計が翌年度へ繰り越される(図表4右の繰越適用(特例b))。

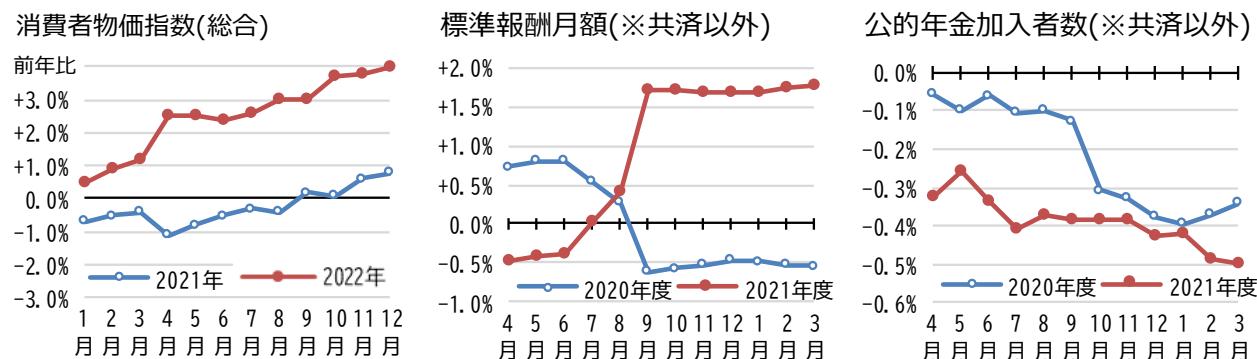
2016年の改正で繰越しが導入され、それ以前と比べれば年金財政の健全化が進みやすくなった。しかし、デフレが継続した場合などでは、当年度分の調整と前年度からの繰越分を合わせた大幅な調整が適用できない場合も考えられる。その場合は未調整分が持ち越され続け、結果として繰越し導入前と同じく年金財政の健全化が進まない事態になる。また、このような年金財政のリスクに加えて政治的なリスクもある。未調整分を精算できるほど本来の改定率が高いケースには、物価上昇率がかなり高い場合もあり得る。この場合は物価が大幅に上がる中で年金の改定率を大幅に抑えることになるため、年金受給者からの反対や実際に生活水準が大きく低下して困窮する受給者がでてくる可能性がある。そういう状況では、この見直しを予定どおりに実施するかが政治問題になる可能性がある。

2 —— 2023 年度の改定率:67 歳までは +2.2%、68 歳以降は +1.9% の増額だが、実質的には目減り

1 | 改定に関する指標の動向：物価は大幅な上昇。賃金は前年の反動で大きめの上昇。加入者は微減

年金額改定に関する経済動向を確認すると、図表 5 のようになっている。

図表 5 年金額改定に関する経済動向



(注1) 年金額の改定には共済年金の標準報酬や加入者数も影響するが、月次の状況を把握できないため共済以外を参照した。
(資料) 総務省統計局「消費者物価指数」、厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」(各月)

2023 年度の改定に用いられる物価上昇率は、2022 年(暦年)の上昇率である。月別の前年同月比を見ると、4 月から 2 %を上回る水準で推移し、10 月には+3.7%、12 月には+4.0%に達した(図表 5 左)。この結果、2022 年(暦年)の物価上昇率は、前年比+2.5%となった。

年金額改定に用いられる賃金上昇率は、賃金が年金保険料や年金額の計算に使う標準報酬であることに加え、性別や年齢構成等の変化の影響を除去して上昇率が計算される。標準報酬の構成要素の大部分を占める標準報酬月額は、通常は 4 ~ 6 月の給与をもとに 9 月に定時改定される。月次の値が公表されている共済以外の 2021 年度の標準報酬月額の動向を見ると、定時改定後の 9 月以降は前年が下落だった反動で前年同月比+1.7%程度で推移した(図表 5 中央)。また、標準報酬のもう 1 つの構成要素である標準賞与(共済以外)は、対象者数が特に多い 6・7・12 月の加重平均で前年同期比+1.5%となっている。この 2 要素(標準報酬月額(共済以外)と標準賞与(共済以外))以外に、共済年金分や性・年齢構成等の変化の除去も影響して、2021 年度の標準報酬の変動率は+1.04%となった⁹。この+1.04%は名目の変動率であるため、2021 年(暦年)の物価上昇率−0.2%で実質化した+1.2%が、2021 年度の実質標準報酬の変動率として用いられた。

調整率の算定基礎となる公的年金加入者数について、月次の値が公表されている共済以外の動向を見ると、2021 年 4 ~ 6 月に前年比−0.3%程度、7 ~ 1 月には同一−0.4%程度、2 ~ 3 月には−0.5%程度で推移し、2021 年度平均では−0.4%となった(図表 5 右)。これに共済年金の状況が加味されて、2021 年度の公的年金加入者数の変動率は−0.2%になったと推定される¹⁰。

⁹ 厚生労働省「2021 年度 厚生年金保険法第 79 条の 8 第 2 項に基づく GPIF にかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」pp.18-20。

¹⁰ 公表資料には直近 3 年度の平均のみ記載されているが、過去の実績を使って単年度分を推計した。

2 | 改定率の計算過程：2022年の物価上昇が織り込まれるが、年金財政健全化のため実質的には目減り

前節で確認した改定に関する指標をもとに、改定率の計算過程を確認したのが図表6である。

図表6 年金額改定率の計算過程

○本来の改定率の計算過程

改定の年度	① 物価変動率	② 実質賃金変動率 (性・年齢構成調整後)				③ 可処分所得割合変化率	①+②+③ 名目手取り賃金変動率	④ 本来の改定率(調整前)	
		前年(暦年)	4年前	3年前	2年前			67歳到達年度まで	68歳到達年度から
2020年度	+0.5%	+0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	+0.3%	+0.3%	+0.3%
2021年度	0.0%	-0.2%	-0.2%	+0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
2022年度	-0.2%	-0.2%	+0.1%	-0.5%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%
2023年度	+2.5%	+0.1%	-0.5%	+1.2%	+0.3%	0.0%	+2.8%	+2.8%	+2.5%
2024年度	+1.8%	-0.5%	+1.2%	+0.3%	+0.3%	0.0%	+2.2%	+2.2%	+1.8%
2025年度	+1.5%	+1.2%	+0.3%	+0.5%	+0.7%	0.0%	+2.2%	+2.2%	+1.5%

○年金財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）の計算過程

改定の年度	⑤ 公的年金加入者数の変動率 (年度間平均)				⑥ 平均余命の伸び率	⑤+⑥ 当年度分 調整率	⑦ 前年度からの繰越分		⑧ 調整後の改定率		④～⑦の和－⑧ 繰り越す調整率	
	4年前	3年前	2年前	(3年平均)			固定値	当年度	67歳到達年度まで	68歳到達年度から	67歳到達年度まで	68歳到達年度から
2020年度	+0.3%	+0.2%	+0.1%	+0.2%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	+0.2%	+0.2%	-0.0%	-0.0%
2021年度	+0.2%	+0.1%	+0.3%	+0.2%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
2022年度	+0.1%	+0.3%	-0.1%	+0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%
2023年度	+0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.0%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	+2.2%	+1.9%	0.0%	0.0%
2024年度	-0.1%	-0.2%	-0.7%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	0.0%	0.0%	+1.6%	+1.2%	0.0%	0.0%
2025年度	-0.2%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.9%	0.0%	0.0%	+1.3%	+0.6%	0.0%	0.0%

(注1) この表では計算過程を変化率(%)の加減算で表しているが、厳密には1を基準とした値の掛け算で計算される。

(注2) 2023年度改定までは実績(⑤公的年金加入者数の変動率の内訳は推計)。①物価変動率の2024～2025年度改定はニッセイ基礎研究所の見通し(2022/11/16公表版)。②実質賃金変動率と⑤公的年金加入者数の変動率の2024年度改定以降の仮定は、2019年財政検証のケースIV～Vの値。

(注3) 厳密には、68歳到達年度の前年度からの繰越分には67歳到達年度の「67歳到達年度まで」の繰越分が用いられ、以後は「68歳到達年度から」の繰越分で更新される。このため、未調整分が存在する場合には生年度によって改定率が異なる可能性がある。

(注4) ⑥平均寿命の伸び率の欄は、計算過程を掛け算で示すためにマイナスにした値を載せた。

(資料) 図表5の資料に加え、総務省統計局「消費者物価指数」、厚生労働省年金局「厚生年金保険法第79条の8第2項に基づくGPIFにかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」、厚生労働省年金局「年金額改定について」(それぞれ各年)、厚生労働省年金局(2019)「財政検証詳細結果等(Zipファイル)」。

(1) 本来の改定率：2022年の物価上昇と2021年度の賃金上昇で大幅なプラス

まず、本来の改定率の計算過程を確認する(図表6の上段の2023年度の列)。物価変動率(図表6上段の①の列)は、前述した+2.5%である。実質賃金変動率(図表6上段の②の列)は、3年前が新型コロナ禍の影響で下落した-0.5%(実績)だが、2年前がその反動で上昇した+1.2%であるため、3年平均は+0.3%となる。3年平均を使うことで、急激な変動が回避されている。可処分所得割合変化率は2017年に保険料の引上げが終わりゼロ%であるため、本来の改定率の指標となる賃金変動率(名目手取り賃金変動率)は、物価変動率と実質賃金変動率を合計した(厳密には掛け合わせた)+2.8%となった。

本来の改定ルールは、賃金上昇率(+2.8%)が物価上昇率(+2.5%)を上回るため、67歳までが賃金上昇率(+2.8%)、68歳からが物価上昇率(+2.5%)となり、両者が相違する(図表6上段の④の列)。

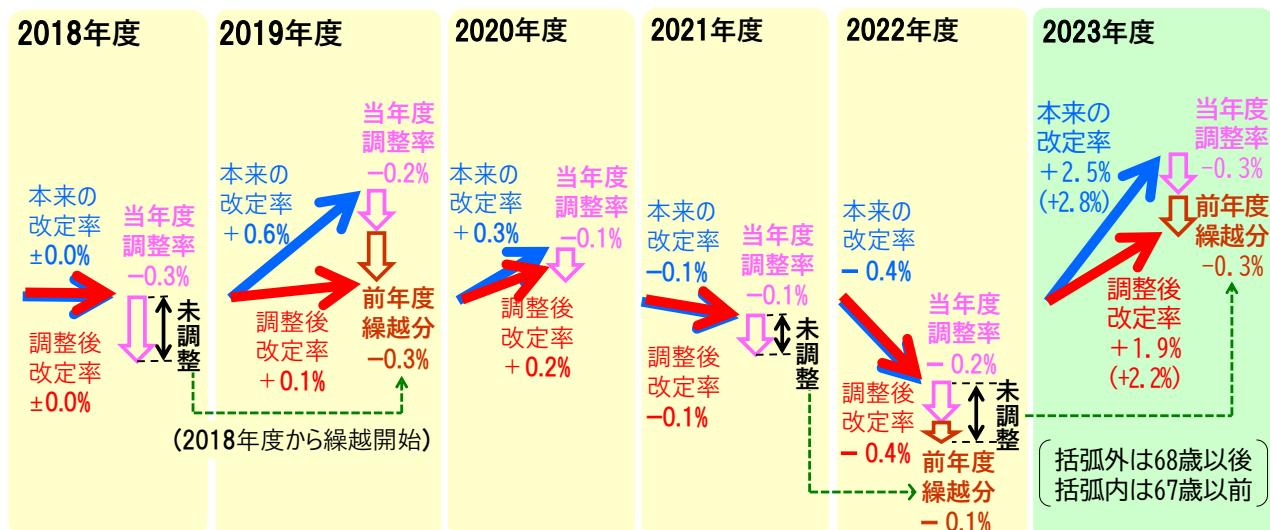
(2) 調整率（マクロ経済スライド）：前年度からの繰越と2020～2021年度の加入者減で-0.6%

次に、年金財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライド）を確認する（図表6の下段の2023年度の列）。当年度分の調整率は、公的年金加入者数の変動率から高齢世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)を差し引いた（厳密には掛け合わせた）率となっている。公的年金加入者数の変動率（図表6下段の⑤の列）は、4年度前にあたる2019年度は高齢期就労の進展で+0.3%だったものの、新型コロナ禍のためか、3年度前にあたる2020年度は-0.1%、2年度前にあたる2021年度は-0.2%、と2年度連続でマイナスとなり、その影響で3年度の平均は0.0%となった。ここから高齢世代の余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)を差し引いた-0.3%が、2023年度の当年度分の調整率となった。これに、前年度からの繰越分（図表6下段の⑦の列）の-0.3%（67歳まで/68歳からとも）を加えた-0.6%が、2023年度に適用すべき調整率となった。

(3) 調整後の改定率：本来の改定率が高いため、繰越し分も含めて調整率をすべて適用

実際に適用される改定率は、本来の改定率に、年金財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライド）が図表4の特例ルールを考慮した上で適用されて決まる（図表7）。2023年度の改定率における調整の適用は、67歳まで/68歳からともに本来の改定率が適用すべき調整率（の絶対値）を上回っているため、適用すべき調整率がすべて適用された（図表4の繰越調整（原則）に該当）。この結果、実際の年金額に反映される調整後の改定率は、67歳までが+2.2%、68歳からが+1.9%となり（図表6下段の⑧の列）、翌年度へ繰り越す調整率は67歳まで/68歳からともにゼロ%となった（図表6下段の最右列）。

図表7 近年における年金額改定のイメージ



3 | 2023年度改定の注目ポイント：①増額改定、②実質目減り、③67歳まで/68歳からで異なる率

2023年度分の改定率の見通しのポイントは、次の3点と言える。

(1) 3年ぶりの増額改定

第1のポイントは、物価上昇率を反映してプラスとなり、年金額が3年ぶりに前年よりも増額される点である。2022年3月には、物価が上昇する中で2022年度の改定率が-0.4%となったことを背景に、与党から年金生活者等を対象にした5000円程度の「臨時特別給付金」の支給が提言され、結局は見送られた。高齢世帯の平均貯蓄額は2000万円程度（うち流動性のある預貯金が500万円程度）であることを考えれば全員一律に給付する必要性はそれほど高くなかったが¹¹、4月以降の2%を超える物価上昇に家計は苦しんできた。約1年遅れにはなるが、2022年の物価上昇が2023年度の年金額改定に織り込まれて増額改定となるのは、朗報と言えよう。

(2) 3年ぶりの目減りで、繰り越した調整率も一気に解消

一方で、第2のポイントは年金額の実質的な価値が、3年ぶりに目減りする点である。前述したように、前年(暦年)の物価変動率が+2.5%、賃金の伸び(名目手取り賃金変動率)が+2.8%という状況下で、調整後の改定率は67歳までが+2.2%、68歳からが+1.9%にとどまる。名目の年金額は増えるもの、物価や賃金の伸びには追いついていないため、実質的な価値が目減りすることになる。

特に2023年度の改定においては、2023年度分の調整率に加えて、2021年度と2022年度に繰り越された2年度分の調整率が一気に解消される形になったため、近年では比較的大きめの調整（-0.6%）となる¹²。年金受給者にとって厳しい内容であると同時に、今年度の年金額は来年度以降の年金額のベースとなるため、この目減りは将来世代にも厳しい内容と言える。しかし、調整率（いわゆるマクロ経済スライド）という形で少子化や長寿化の影響を吸収して年金財政を健全化させ、将来世代の給付水準のさらなる低下を抑えることで世代間の不公平をなるべく縮小する、という制度の意義を理解して、受け入れる必要があろう。

(3) 2000年改正の仕組みがようやく発動され、67歳まで/68歳からで異なる改定率に

第3のポイントは、67歳までと68歳からで改定率が異なる点である。賃金上昇率が物価上昇率を上回る状況は2005年度の改定の際にも見られたが、当時は2004年改正前の経過措置（特例水準）で年金額が計算されていた。そのため、実際に支給される年金額の計算過程で68歳前後の本来の改定率が異なるのは、この仕組みが導入されてから初めてとなった。元をたどれば2000年改正で導入された

¹¹ 総務省統計局「2019年全国家計構造調査」によると、65歳以上の無職の世帯員がいる世帯のうち65歳以上の夫婦のみの世帯の平均では、金融資産残高が1920万円、うち通貨性預貯金が473万円、となっている。

¹² 前述したように、物価や賃金が大幅に上昇する時に繰り越した調整率が一気に解消される現在の仕組みには、年金受給者にとって厳しいという問題だけでなく、特例法などによってルール通りの調整、すなわち年金財政の健全化が進まないという政治的なリスクもある。このような政治リスクを回避するためには調整率（マクロ経済スライド）の常時完全適用（フル稼働）が選択肢となる。ただし、後述する受給開始後の影響を考慮すれば、単純なフル稼働ではなく調整率の一部の常時適用や受給開始後を賃金連動に戻した上のフル稼働など、何らかの工夫が必要となるだろう。

仕組みであり、「昔に計画された道路の工事が、今になって始まった」ような印象を受けるかも知れない。しかし、年金財政の将来見通しはこの仕組みを前提に計算されており、この仕組みがなければ年金財政が現在の見通しよりも悪化して、将来の給付水準をさらに低下させる必要が生じる。

その一方で、現役世代の賃金の伸びよりも低い率で改定されることで、68歳以後の生活水準が社会全体の中で相対的に貧困化する懸念もある¹³。この仕組みの実施に当たっては、同じ条件で計算した新規裁定者（新しく年金を受取り始める人）の年金額と比べて8割以下の水準になる場合には68歳以後も67歳以前と同じ改定率を使用すること（いわゆる8割ルール）が、国会審議における大臣答弁で示されている¹⁴。しかし、新しく年金を受取り始める人の年金額自体が、前述した調整（いわゆるマクロ経済スライド）によって現役世代の賃金の伸びよりも低い率で改定され、相対的に貧困化する方向に向かっている。そのため68歳以後の生活水準は、8割ルールが存在するとしても新しく年金を受取り始める人よりもさらに相対的に貧困化する懸念がある。今回の改定を機に、この仕組みの再確認や対応策の要否に関する議論が進むことを期待したい¹⁵。

3 —— 総括：3年ぶりの目減りを機に、現役世代と高齢世代の相互理解を期待

2023年度の年金額（確定値）は、前年度と比較して、67歳までが+2.2%、68歳からが+1.9%の増額となった。年金額の改定では前年（暦年）の物価上昇率を反映するため、2023年度の年金額は2022年の物価上昇を反映して3年ぶりの増額改定となる。しかし、68歳以後の受給者は、本来の改定率が現役世代の賃金の伸びを下回る物価上昇率になるため、社会の中で相対的に貧困化する方向へ影響を受ける。加えて、改定率がプラスになる場合には年金財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）が発動されるため、年金額は名目では増額となるものの実質的な価値が低下する。

現役世代は、少子化や長寿化が進む中で負担する保険料（率）が固定され、高齢世代が物価や賃金の伸びを下回る年金の伸びを受け入れることで将来の給付水準の低下が抑えられることに、思いをはせる必要があるだろう。一方で高齢世代は、これまでの物価や賃金の伸びが低い状況では年金財政の健全化に必要な調整が先送りされ、将来の給付水準のさらなる低下につながっていることを理解する必要があるだろう。両者の相互理解が進むことを期待したい。

¹³ 絶対的貧困が最低限の生存の維持が困難な状態を指すのに対して、相対的貧困は社会の大多数よりも貧しい状態を指す。具体的には、等価可処分所得が全体の中央値の半額を下回る世帯を指すことが多い。可処分所得の全体の中央値は現役世代の賃金の伸びにある程度連動すると考えられるため、現役世代の賃金の伸びを下回る改定率だと相対的な貧困に近づくことになる。

¹⁴ [社会保障審議会年金部会\(2014.10.15\)資料1](#) p.7 下段の坂口厚生労働大臣答弁。

¹⁵ 対応策としては、68歳以後の本来の改定率を67歳までと同じ賃金上昇率に戻すなどの年金制度における対応策のほか、相対的貧困に陥りそうな低所得高齢者や低年金者に着目した年金制度の枠外での対応策（2012年の制度改正で設けられた年金生活者支援給付金の発展的な見直しなど）が考えられる。他方で、マクロ経済スライドには名目下限措置が設けられているため、68歳以後は67歳までと比べてマクロ経済スライドが効きにくい仕組みになっている。このため、何らかの対策が必要なほどには大きな問題が生じない可能性もある。ただし、今後の年金改革で経済界などが要望するようにマクロ経済スライドの名目下限措置が廃止されれば、68歳以後は、本来の改定率に賃金上昇率と物価上昇率の低い方が使われ、さらにマクロ経済スライドが完全に適用される形になるため、相対的貧困に陥るリスクが高まる。このため、名目下限措置の廃止にあたっては、68歳以後の本来の改定率を賃金上昇率に戻すなどの措置がセットで検討される可能性が考えられる。